

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十七号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、局長」の下に「、副病院長」を、「研究所長」の下に「、病院長」を加え、「技術・事業化支援室長」を「副部長、技師長」に改め、「、医療安全管理幹」を削る。

第十条第一項中「担当部長（」の下に「病院長、」を加える。

別表第一専決事項の欄第十号中「週休日」の下に「及び週休日のほかに勤務時間を割り振らない日」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第一号委任事務の欄8中「第八条」を「第八条第一項又は第二項」に、「又は助産所の開設」を「若しくは助産所の開設又はオンライン診療受診施設の設置」に改め、同欄9及び10中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同欄11中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「失そう」を「失踪」に改め、同欄17中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に改め、同欄18中「開設者」の下に「又は設置者」を、「その開設」の下に「し、又は設置」を加え、「又は助産所」を「若しくは助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同欄25中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同欄中27を28とし、26を27とし、25の次に次のように加える。

26 施行令第四条第四項の規定に基づき、オンライン診療受診施設の設置者から法第八条第二項の規定により届け出た事項の変更の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第一号専決事項の欄3中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「若しくは助産所に」を「、助産所若しくはオンライン診療受診施設」に改め、同欄4中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「の事務所」を「若しくはオンライン診療受診施設の設置者の事務所」に、「若しくは助産所の運営」を「助産所若しくはオンライン診療受診施設の運営」に改め、同項第三十二号事務の種類欄中「、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省

令第十号。以下この項において「改正省令」という。）を削り、同号委任事務の欄28中「第二条」を「第二条の十三」に改め、同欄中29を削り、同表家畜保健衛生所長の項第三号専決事項の欄中2から4までを削り、5を2とし、6から11までを3から8までとする。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第十四号専決事項の欄1中「第十八条第十七項」を「第十八条第十八項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に改め、同表建築安全センター所長の項第六号委任事務の欄54中「第三百三十七条の十二第六項」を「第三百三十七条の第十二十一項」に改め、同欄55中「第三百三十七条の第十二第七項」を「第三百三十七条の第十二十二項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第三号の改正規定は、令和八年五月一日から施行する。